平成 2 0 年 9 月 1 6 日 まちづくり調整・都市整備委員会 ま ち づ く り 調 整 局

第 6 回線引き見直しについて ~区域区分(市街化区域と市街化調整区域)の見直し~

1 線引き見直しの概要

市街化区域と市街化調整区域との区域区分(いわゆる「線引き」)の見直しについては、概ね 5年毎に見直しが行われる「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直しに併せて、関 係市町の協力の下、神奈川県が実施しています。

区域区分の見直しは、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と整合のとれた市案を作成し、神奈川県に提出することになります。

2 区域区分の見直し箇所

- (1) 市街化調整区域から市街化区域への面的変更【計6地区】
 - ア 優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

土地区画整理事業の実施が確実な区域、公有水面埋立法による埋立地等

- →【1地区、約24.2ha、図①】
- イ アに掲げるもののほか、市街化区域に編入できる区域

平成12年の人口集中地区 (DID地区) 内において、市街化区域に接し、 かつ相当数の建築物が連坦している区域で、一定の条件を満たすもの 等

- →【5地区、約39.7ha、図②~⑥】
- (2) 市街化区域から市街化調整区域への面的変更

市街化区域内の農地、山林・緑地で、長期にわたり存続すると見込まれ、市街化区域 の一体的、かつ、計画的整備を図るうえで支障のない区域

- →【該当なし】
- (3) その他、事務的な変更【計236箇所】

道路整備・河川改修等に伴い、区域区分境界の変更等が必要となったもの

→【市街化区域へ変更:約2. 2ha、市街化調整区域へ変更:約1. 0ha】

3 今後の主なスケジュール

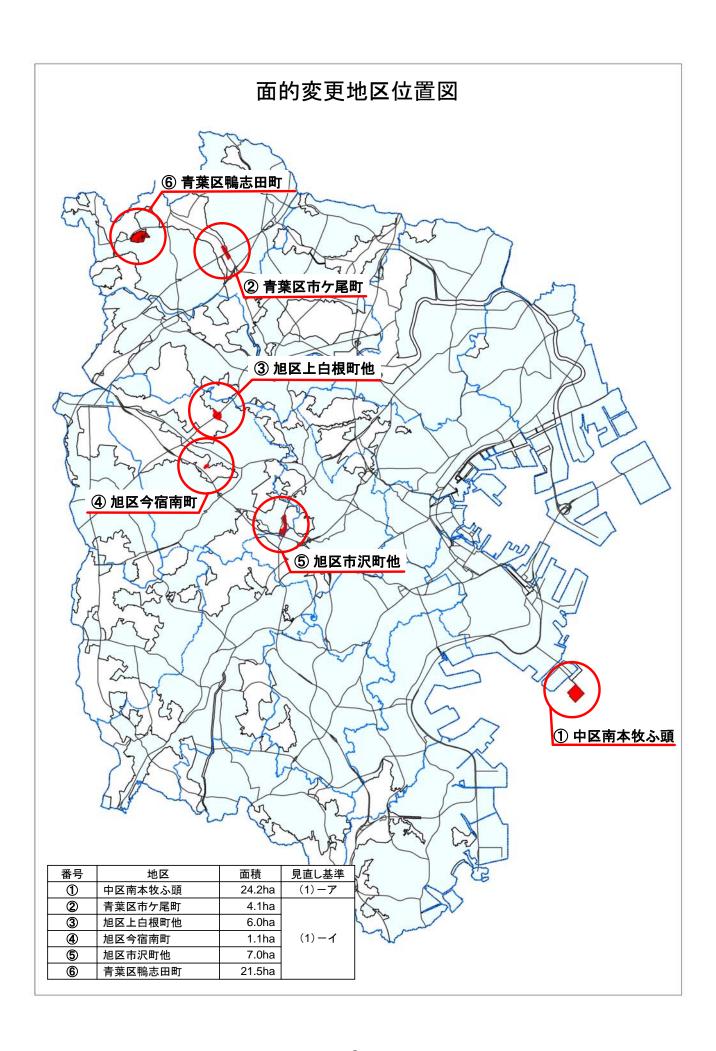
「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の見直しと同じスケジュール

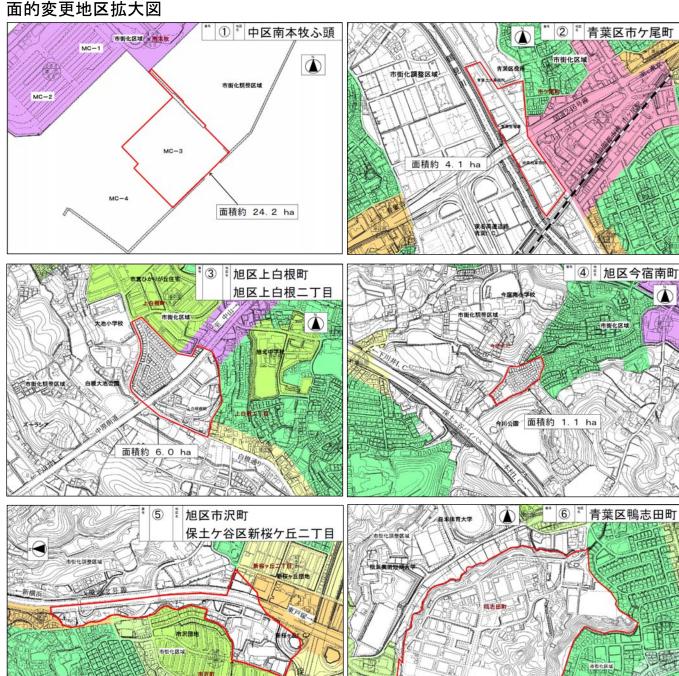
20年10月下旬以降:市原案説明会、任意縦覧、意見書受付、市案決定

21年1月 : 市案を神奈川県に提出

21年 春以降 : 神奈川県手続き(公聴会、法定縦覧、県都市計画審議会付議等)

22年 春頃 :都市計画決定告示





事務的な変更の例



面積約 7.0 ha

道路拡幅に伴い、区域区分界を 旧道路中心から拡幅後の道路中心に変更 市街化調整区域⇒市街化区域 約0.17ha

面積約 21.5 ha